

# 「事務職員・栄養職員の時間休を制限するな」緊急要請署名

2010年2月

東京都教育委員会  
教育長 大原 正行 様



労基法の改正を理由に、都は、2010年4月1日より、全庁的に、有給休暇の時間単位取得日数を5日に制限し、「半休制度」を導入しました。確定闘争では、「時間単位の年次有給休暇の日数については、5日以内での取得を認めるものとする。ただし、学校現場における勤務の特殊性により、学校職員のうち教育職員等は、従来どおりの取扱いとする。」という内容で妥結しました。

「教育職員等」の「等」の部分に事務職員・栄養職員を含ませることが、勤務時間の交渉でも重要な課題となっています。

私たちは、①教育活動に位置付き、学校行事や授業にも参加している事務職員・栄養職員の勤務の特殊性は、教員と同じである。②同一職場の勤務条件に処遇の違いはあるべきではない。③一人職種であり、事務室を無人にしない、給食の調理から片づけまで立ち会うなど、最低限の休暇で対応している職員の努力を尊重すること。④時間休取得制限は、都民サービスなどの面からも後退である。⑤仕事と生活のバランス、次世代育成の観点からも後退であり、労基法改正の趣旨にもとる。⑥子育てや介護、病気などを抱えた職員の権利を守る。という観点から、事務職員・栄養職員の時間休制限を行わないよう、強く要請します。

★不審者対策をはじめとする仕事の多様化で、事務職員がもつ校内での役割も大きくなっています。学校行事や日々の教育活動に関与することが多くなりました。★来客、電話、児童、教員などの対応で、デスクワーク以外で動くことが大変多いのです。教員といっしょの時間で働き、子どものための条件整備をしています。★行事等・看護・病気その他で時間休をとれていることで安心して働いてこられました。学校は一人職種で、他の人が代わりをすることができないのが現実です。

## 事務職員・栄養職員の声

★子どもたちへ無事給食が届いたことを確認し、午後2時間か3時間の時間休で何とか一人職場の穴を広げないよう努めています。★栄養職員は午前中が勝負です。出来上がりはもちろん、学級閉鎖の処理も午前中です。給食現場を抱えての時間休制度は本当に助かっています。★給食調理に何か事故等があった際、すぐ手配、対処をしないと子どもたちに迷惑がかかってしまいます。食育が謳われている中、栄養士は授業にも参加しています。

### 要求事項

事務職員・栄養職員についても有給休暇の時間単位の取得制限をおこなわないこと。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

取扱い団体（東京都教職員組合）

東京都

立

学校